

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◆告示

鳥取県へき地農山漁村電気導入事業費補助金
交付要綱の一部改正
豚等の移入禁止区域の指定解除
保安林の指定解除
基準看護等の承認
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
牛のピロプラズマ病検査等の実施

◆人委規則

職務に専念する義務の特例に関する規則
の一部を改正する規則
県費負担教職員の有給休暇に関する規則
の一部を改正する規則
職員の新任給、昇格、昇給等の基準に關
する規則の一部を改正する規則

◆正誤

昭和三十八年六月二十五日付け公告中訂正

告 示

鳥取県告示第三百六十三号

鳥取県へき地農山漁村電気導入事業費補助金交付要綱
（昭和三十六年八月鳥取県告示第四百八十七号）の一部
を次のように改正し、昭和三十八年度分の補助金から適
用する。

昭和三十八年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条を次のように改める。
（補助額）

第二条 前条に規定する事業に要する経費に対する補助
額は、次のとおりとする。

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森
林組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び水産
業協同組合が五戸以上の未点灯農山漁家（以下「受益
農山漁家」という。）に電気を導入する事業であつて、
送電、配電施設の造成に要する資金又は電気事業者に
対して負担する工事負担金の額（寄附金、電気事業者
の負担金、受益農山漁家以外の受益者の負担金及び受

益農山漁家の一戸当り負担金が十一万円をこえる事業においては十一万円をこえる部分の額に対して市町村が補助する場合の市町村の補助金を除く。(以下「補助対象事業費」という。)を補助の対象とする受益農山漁家戸数(以下「補助対象戸数」という。)で除して得た額(以下「一戸当り事業費」という。)が三万円をこえ九万円までの事業については、補助対象事業費から三万円に補助対象戸数を乗じて得た額を差し引いて得た額、一戸当り事業費が九万円をこえ十一万円までの事業については、補助対象事業費に三分の二を乗じて得た額の範囲内とする。

別記様式第一号の(中)

事業	電力 (kw)	
	最大	常時
田舎電線敷設		
田舎電線敷設		
田舎電線敷設		
田舎電線敷設		
田舎電線敷設		
田舎電線敷設		
田舎電線敷設		
田舎電線敷設		

を

電線敷設	電力 (kw)	
田舎電線敷設	(kw)	

に改める。

鳥取県告示第三百六十四号

昭和三十八年五月鳥取県告示第二百四十五号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域の指定は、昭和三十八年七月五日限り解除する。

昭和三十八年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十八年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜(「次の図」に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(別紙)

施設名称	所在地	基準看護	基準給食	基準寝具	承認年月日	採用点数表
鳥取赤十字病院	鳥取市尙徳町一七	第一(看)号 一般三病棟 五病棟 二病棟 六病棟	第一(食)号 一般三病棟 五病棟 二病棟 六病棟	第一(寝)号 一般三病棟 五病棟 二病棟 六病棟	昭三八、四、一	甲
日南町国民健康保険 日南病院	日野郡日南町生山五五一の五	第一(看)号 一般三病棟 五病棟 二病棟 六病棟	第一(食)号 一般三病棟 五病棟 二病棟 六病棟	第一(寝)号 一般三病棟 五病棟 二病棟 六病棟	"	"
社会福祉法人 恩賜財団 琉港病院	境港市米川町四七	第一(看)号 一般三病棟 五病棟 二病棟 六病棟	第一(食)号 一般三病棟 五病棟 二病棟 六病棟	第一(寝)号 一般三病棟 五病棟 二病棟 六病棟	昭三八、六、一	"

鳥取県告示第三百六十六号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づき基準看護、基準給食及び基準寝具設備として、別紙のとおり承認した。

昭和三十八年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

野島病院	西伯町国民健康 保険 西伯病院	米子病院	労働福祉事業団 山陰労災病院	医療法人同愛会 博愛病院
倉吉市瀬崎町二、 七四の一	西伯郡西伯町大 字三三九七	八〃 日原三四	四〃 皆生一、 四八〃	米子市加茂町一 丁目一
第四〇号	第一五号	第三九号	(看) 第二五号	(看) 第二四号
一般	精神	精神	結核	結核
二病棟 四八床	二病棟 二四床 一病棟 四三床 五〇床	七〇病棟 七〇床	二病棟 二四床 一病棟 九七床 二一床	八病棟 七病棟 六病棟 五病棟 三病棟 七病棟
〃	〃	〃	〃	〃
乙の二	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第三百六十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日

指定医療機関の名称

昭和三十八年七月三十一日 株式会社 博愛病院 米子市加茂町一丁目一番地

鳥取県告示第三百六十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和三十八年五月一日	協田医院	米子市中町一三番地	協田収吉
六月一日	医療法人同愛会 博愛病院	加茂町一丁目一番地	庄司保親

鳥取県告示第三百七十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてプロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定に基づき、牛の所有者に対して、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 プロプラズマ病予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三ヶ月以内及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 検査及び駆除の方法
プロプラズマ病 血液塗抹検査
だに駆除 BHC撒布
- 別表 プロプラズマ病検査及びだに駆除
- | 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|--------|--------|
| 七月 八日 | 気高郡気高町 | 奥沢見検診場 |
| 〃 九日 | 〃 | 〃 |
| 〃 十日 | 青谷町 | 桑原 |
| 〃 十一日 | 〃 | 紙屋 |
| 〃 十二日 | 〃 | 田原谷 |

十七日	〃	〃	〃	絹見
十九日	〃	〃	〃	山田
二十日	〃	〃	〃	楢根
二十九日	〃	〃	〃	河内
三十日	〃	〃	〃	小鷲河
七月 十六日	〃	〃	〃	東長田
十七日	〃	〃	〃	法勝寺
十八日	〃	〃	〃	〃
十九日	〃	〃	〃	〃
二十四日	〃	〃	〃	〃
二十六日	〃	〃	〃	〃
二十九日	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第三百七十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、流行性感冒予防注射、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、だに駆除及び肝てつ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法

(昭和二十六年法律第六十六号) 第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して、注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 流行性感冒、結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病、肝てつ症、及びひな白痢病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 流行性感冒予防注射、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

結核病検査、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

ひな白痢検査
一種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法
流行性感冒予防注射……流行性感冒予防液(家衛試毒)皮下注射

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集反応
ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査
肝てつ検査……虫卵検査及び皮内反応
ひな白痢検査……急速凝集反応
肝てつ駆除……ピチノール製剤投与
だに駆除……BHC撒布

別表	流行性感冒予防注射	実施区域
七月 九日	〃	日野郡溝口町
〃 十日	〃	江府町
〃 十一日	〃	溝口町、日野町
〃 十二日	〃	江府町
〃 十三日	〃	溝口町、日野町
〃 十五日	〃	江府町
〃 十六日	〃	溝口町、日野町

実施区域	実施場所	検診場
大内、岩立、金屋谷、添谷	〃	〃
宮市、原、具田	〃	〃
大内、栃原、籠原、大滝(溝口町)	〃	〃
小林、本郷、加勢地、添原(日野町)	〃	〃
下蚊屋、助沢	〃	〃
大原、富江、福永、末鎌(溝口町)	〃	〃
野田、津地、安原、下榎(日野町)	〃	〃
御机、美用	〃	〃
宮原、白水、谷川、舟場、三谷、具原、根雨	〃	〃

